

石川県防災会議（議事要旨）

1 日時

平成 25 年 8 月 7 日（水）14 時 30 分～15 時 00 分

2 場所

石川県庁議会庁舎 1 階 大会議室

3 出席者

防災会議会長（谷本知事）ほか委員 54 人

4 議題

①石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について

5 議事要旨

(1) 議事概要

会長（谷本石川県知事）のあいさつに続き、会長が議長となって議事に入った。

議題①「石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について」事務局から説明し、原子力防災対策部会長である齊藤委員による補足説明、質疑応答の後、原案のとおり承認された。

(2) 質疑応答の要旨

・意見：石川県町長会会長（杉本委員）

モニタリングについて、万一の際は、固定型のモニタリングポストだけでなく、可搬型のモニタリングポスト等、あらゆる機器を活用したきめ細かな測定が必要ではないか。

また、実効性のあるモニタリング計画を策定するよう、国に対して働きかけていくことが必要ではないか。

・回答：会長（谷本知事）

実際に万が一のことが起きた場合には、固定型だけでなく可搬型のモニタリングポストも活用していかなければならないと思う。

具体のモニタリングの実施内容については、今後国がマニュアル化するものであり、実効性のある計画となるよう、国に働きかけなければならぬと思う。

・意見：公益社団法人石川県医師会会長（近藤委員）

安定ヨウ素剤の事前配布の際に、アレルギーがあった場合、責任の所在はどのようになるのか。また、小さな子供に対する安定ヨウ素剤の服用についてはどのような議論がなされているのか。

・回答：会長（谷本知事）

安定ヨウ素剤について、服用基準や副作用があった場合の責任の所在については、国の検討課題となっている。今後の国の検討を見極めたい。

・回答：石川県危機管理監（浜田委員）

安定ヨウ素剤について、国の補足参考資料の中で、13 歳以上は 1 回につき 2 錠、

3～13 歳までは 1 錠服用となっている。また、3 歳未満の幼児については、粉末状の安定ヨウ素剤を備蓄しており、水に溶かして内服液として投与することになる。

・意見：公益社団法人石川県医師会会長（近藤委員）

備蓄する場所によって、人口が異なるが、そうしたことに配慮しながら備蓄をするということか。

・回答：石川県危機管理監（浜田委員）

具体的な備蓄場所については、国の補足参考資料の中で、基本的な考え方が示されており、それを基に今後、具体的な場所を関係者にも協力いただきながら検討していきたい。